



埼玉県報

号 外 第 5 号
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日
木 曜 日

目 次

規則

- [廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(資源循環推進課\)](#)
- [埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部を改正する規則\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則\(建築安全課\)](#)

訓令

- [職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

告示

- [平成22年国勢調査における合併市町村の人口を当該市町村の埼玉県議会議員の選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口\(市町村課\)](#)
- [埼玉県税条例の規定による申告等の延長\(税務課\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教科用図書採択地区の設定\(義務教育指導課\)](#)

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知）

第二条の二 知事は、法第八条の二の二第一項の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を様式第二号の二の一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書により当該検査の申請者に通知するものとする。

第三条中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改め、「含む。」の下に「又は第九条の二の三第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定証）

第三条の二 知事は、法第九条の二の四第一項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、様式第三号の二の熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証を交付するものとする。

第四条第二項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第八条中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

第九条中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の十七第五項」に改める。

第十条中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、「第九条第五項」の下に「又は第十五条の三の二第二項」を加える。

第十四条第二項中「第十二条第六項」を「第十二条第八項」に改め、同条第四項中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改める。

第十六条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 省令第四条の四の二の申請書 様式第二十五号の二

第十六条第十号中「第十条の十の二」を「第十条の十の三」に改め、同号の次に次の三号を加える。

十の二 省令第五条の五の五第一項の申請書 様式第三十一号の二

十の三 省令第五条の五の十第一項の届出書 様式第三十一号の三

十の四 省令第五条の五の十一の報告書 様式第三十一号の四

第十六条第十五号中「第十二条の七の七第二項」を「第十二条の七の十七第二項」に改め、同条第十六号中「第十二条の七の七第四項」を「第十二条の七の十七第四項」に改める。

別表産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の項中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。

様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 2 条の 2 関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 環境管理事務所長 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 第 1 項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
定期検査の結果	
次回検査の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

様式第三号中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、「(念む)」の次に「又は第9条の2の3第2項」を加え、同様式の次に次の様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 3 条の 2 関係)

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

認定の年月日	年 月 日
認定の有効期限	年 月 日
認定番号	第 号
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%

備考 1 毎年 6 月 30 日までに、前年度の熱回収に関する報告書を埼玉県知事に提出すること。

2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく埼玉県知事に届け出ること。

様式第五号中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

様式第十号中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改める。

様式第十一号中「あて先」を「宛先」に、 「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、 同様式の備考3中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

様式第十二号中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改め、 「第9条第5項」の次に「又は第15条の3の2第2項」を加える。

様式第二十号中「あて先」を「宛先」に改め、 同様式の備考1中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

様式第二十二号（第一画）中「あて先」を「宛先」に改め、 同様式（第三画）中「同法第7条第5項第4号」に規定する」を削り、 同様式（第四画）の備考5及び6中「すべて」を「全て」に改める。

様式第二十五号の次に次の様式を加える。

様式第 25 号の 2 (第 16 条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 環境管理事務所長

住 所
氏 名

㊦

電話番号

(法人にあっては、その名称、主たる)
事務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、一般廃棄物
処理施設の定期検査を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
※事務処理欄		

備考 ※欄は記入しないこと。

様式第二十七号（第一面）中「あて先」を「宛先」と改め、同様式（第二面）中「同法第七条第五項第四号リに規定する」を削り、同様式（第三面）の備考4及び9中「すべて」を「全て」と改める。

様式第二十八号中「あて先」を「宛先」とし、「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」と改め、同様式の備考1及び2中「すべて」を「全て」と改める。
様式第二十九号中「あて先」を「宛先」とし、「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」と改める。

様式第三十号（表面）中「あて先」を「宛先」とし、「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」と改め、「含む。」の次に「又は第9条の2の3第2項」を加える。

様式第三十一号中「あて先」を「宛先」とし、「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」と改め、同様式の次に次の三様式を加える。

(表面)

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
氏 名

電話番号

㊦

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱 回 収 施 設 の 設 置 場 所		
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
熱回収に必要な 設備に関する事 項	設備の種類及び能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	別紙のとおり
	△設備の維持管理に関する計画	別紙のとおり
	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
熱回収の内容に 関する計画	熱回収の方法	
	熱回収率	%
※ 認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号		年 月 日 第 号
※ 事務処理欄		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量 (トン/時)、発電機の出力 (キロワット) 又は熱交換器の能力 (キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれ能力) を記入すること。
- 4 △印の欄の別紙については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画
- 5 熱回収の方法については、発電若しくは発電以外の熱利用又はこれらの併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率を記入すること。
- 7 正本1通及び副本1通を提出すること。

※手数料欄

--

熱回収一般廃棄物処理施設休止等届出書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 環境管理事務所長

住 所
氏 名
電話番号

㊦

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

熱回収施設を休止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開をしたとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	変更の内容	
		理由
	年月日	年 月 日
※ 事務処理欄		

- 備考
- ※欄は記入しないこと。
 - 「変更の内容」欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
 - 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

様式第 3 1 号の 4 (第 1 6 条関係)

熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 環境管理事務所長

住 所
氏 名
電話番号
㊦

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 1 1 の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年 4 月 1 日から 月 3 1 日までの年間の熱回収率	年 3 %

- 備考 1 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号への算式により算定した年間の熱回収率を記入すること。
- 2 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付すること。

様式第三十二号中「あて先」を「宛先」に、第9条の3第7項を「第9条の3第8項」に改め、同様式の備考3中「すべて」を「全て」に改める。

様式第三十三号（第一面）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（第二面）中「同法第7条第5項第4号リに規定する」を「同法第7条第5項第2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第三十四号（第一面）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（第二面）及び同様式（第三面）中「同法第7条第5項第4号リに規定する」を「同法第7条第5項第2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第三十六号（表面）中「あて先」を「宛先」に、第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同様式の備考2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第三十七号中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成二十二年埼玉県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則

第一条中「第十五条第一項、第二十条第二項及び第二十四条」を削り、「第五条」を「第二条及び第十四条」に、「指定管理者の指定の手續等」を「管理」に改める。第五条中「指定管理者の指定の手續等」を「管理」に改め、同条を第十四条とする。

第四条中「様式第二号」を「様式第六号」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（利用料金の納期限）

第十一条 利用料金（貸事務室及び駐車場に係るものを除く。）の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

2 貸事務室及び指定駐車場の利用料金は、その利用をする月の前月の十五日までに納付しなければならない。

3 駐車場（指定駐車場を除く。）の利用料金の納期限については、知事が別に定める。

（利用料金の減免承認の申請）

第十二条 指定管理者は、条例第二十二条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第七号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の返還の額等）

第十三条 条例第二十三条ただし書の規定による利用料金の返還の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第二十三条第一号又は第二号に該当するとき 既納の利用料金の全額

二 条例第二十三条第三号に該当するとき 既納の利用料金の金額の百分の七十に相当する金額

2 条例第二十三条第三号の規則で定める日は、第二条第二項第一号に規定する利用に係る許可を受けた場合にあっては、利用を開始しようとする日前九十日とする。

3 条例第二十三条第三号の規定による利用の許可の取消しの申出をしようとするときは、第二条第五項の許可書を添えて、様式第八号の利用許可取消申出書を指定管理者に提出しなければならない。

第三条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(附属設備の利用料金)

第九条 条例別表第四号の規則で定める上限額は、別表のとおりとする。

第二条中「様式第一号」を「様式第五号」に改め、同条を第七条とし、第一条の次に次の五条を加える。

(利用の許可手続)

第二条 条例第七条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者（第三項及び第四項において「利用申請者」という。）は、様式第一号の利用申請書を知事（条例第十四条第一項の指定管理者にふれあい拠点施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条及び次条から第六条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項前段の利用申請書の提出期間は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 多目的ホール、屋外広場、配膳室及び控室並びにこれらの附属設備の利用
利用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日から利用を開始しようとする日の一月前までの期間（多目的ホールの全てと屋外広場とをあわせて利用する場合にあつては、利用を開始しようとする日の属する月の二十四月前の月の初日から利用を開始しようとする日の一月前までの期間）

二 貸事務室及び指定駐車場の利用
利用を開始しようとする日の属する月の六

3 貸事務室の利用に係る第一項の利用申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 利用申請者を特定するための書類で、次に掲げる利用申請者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
イ 個人 住民票の写し

ロ 法人 登記事項証明書及び定款

二 利用申請者の財務状況を明らかにした書類で、次に掲げる利用申請者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 個人 直近の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況を明らかにした書類

ロ 法人 直近の決算期分の貸借対照表、損益計算書その他決算関係書類

三 直近の住民税（法人にあつては、都道府県民税）の納税証明書

四 事業の目的及び内容、経営の方針等を記載した事業計画書

五 その他知事が必要と認める書類

4 第二項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、利用申請者は、同項第一号又は第二号に掲げる期間の前に利用申請書を提出することができる。

5 条例第七条第一項の規定による利用又は変更の許可は、様式第二号の許可書を交付して行うものとする。

6 駐車場（指定駐車場を除く。）の利用の許可の手続については、第一項及び第五項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

（特別の設備等の承認）

第三条 利用権利者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（事業の報告）

第四条 貸事務室の利用権利者は、事業年度（一月一日から十二月三十一日までの期間（法人にあつては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項の事業年度）をいう。以下この条において同じ。）終了後三月以内に、当該事業年度に係る事業について、知事に報告するものとする。

（貸事務室等の許可の期間の更新）

第五条 条例第五条ただし書の規定による更新を受けようとする者は、利用の許可の期間が満了する日の三月前までに、次に掲げる書類を添えて、様式第三号の利用更新申請書を知事に提出しなければならない。

一 当該申請を行う者の財務状況を明らかにした書類で、次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 個人 直近の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況を明らかにした書

類

ロ 法人 直近の決算期分の貸借対照表、損益計算書その他決算関係書類

二 直近の住民税（法人にあつては、都道府県民税）の納税証明書

三 事業の目的及び内容、経営の方針等を記載した事業計画書

四 その他知事が必要と認める書類

(貸事務室の利用中止の申出)

第六条 貸事務室の利用権利者が、利用の許可を受けた期間（条例第五条ただし書の規定による更新を受けた者にあつては、更新後の期間）の満了日前に利用を中止しようとするときは、当該利用を中止しようとする日の三月前までに様式第四号の利用中止申出書を知事に提出しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第九条関係）

名称	単位	利用料金の上限額（円） （一日につき）
舞台 金びょうぶ	一双	六、七〇〇
設備 講演台	一台	八〇〇
花台	同	五〇〇
司会者台	同	六〇〇
国旗	一枚	六〇〇
県旗	同	六〇〇
移動式ステージ	一式	一、九〇〇
ステージ階段	一台	五〇〇
卓上照明	同	三〇〇
長机	同	三〇〇
スタッキングチェア	一脚	一〇〇
案内板	一台	二〇〇
展示用パネル	一枚	四〇〇
移動式ロールバックチェア	一台	一三、〇〇〇
ホリゾント幕	一張	一、四〇〇
スクリーン	一式	一一、一〇〇
ホワイトボード	同	二〇〇

映像	映像	照明											音響										
設備	設備	設備											設備										
H D プロジェクター (大)	H D プロジェクター (小)	照明操作卓 (デスク型)	照明操作卓 (ワゴン型)	LED パーライト (〇・〇六キロワット)	LED ムービングライト (〇・一五キロワット)	蛍光灯フラットライト (〇・二八八キロワット)	スポットライト (〇・五キロワット)	スポットライト (〇・七五キロワット)	スポットライト (一キロワット)	スポットライト (一・五キロワット)	アップパーホリゾンテライト (二・四キロワット)	ローアホリゾンテライト (二・四キロワット)	音響調整卓	音響ワゴン	ワイヤレスマイク	ダイナミックマイク	エアモニタマイク	マイクスタンド	トランシーバー	周辺機器ワゴン (音響)	周辺機器ワゴン (映像)	コントロールワゴン	
一式	同	一式	同	一台	同	同	同	同	同	同	同	同	一式	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一式
五二、五〇〇	二一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四、三〇〇	六〇〇	一、一〇〇	八〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	七〇〇	七〇〇	一、一〇〇	三、六〇〇	七〇〇	五〇〇	七〇〇	一〇〇	四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	一、一〇〇	九、七〇〇	八、三〇〇

中」に、「㊦」を「㊧」に改め、同様式を様式第六号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第7号（第12条関係）

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用料金減額（免除）承認申請書

(宛先) 埼玉県知事		第	号
		年	月
		日	
		埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者 印	
次のとおり利用料金の減額（免除）の承認を受けたいので申請します。			
減額（免除）の対象となる利用申請者の住所及び氏名	住	所	
	氏	名	
減額（免除）の対象となる利用内容、日時及び利用料金	利	用	内
	日	時	
	利	用	料
減額（免除）の承認を受けようとする金額			
減額（免除）の承認を受けようとする理由			

様式第8号 (第13条関係)

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用許可取消申出書

申出日 年 月 日		
(宛先) 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者		
年 月 日付け第 号で許可のあった利用について、次のとおり許可の取消しを受けたいので申し出ます。		
申 請 者 (主 催 者)	住所 〒	
	氏名 (団体の場合は、名称及び代表者の氏名) ㊟	
	利用責任者氏名 (代表者と異なる場合に御記入ください。)	
	電話番号	F A X
催物の名称		
申出の理由		
特記事項		

様式第一号中「第2条関係」を「第7条関係」に、「おて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第五号とし、同様式の前に次の四様式を加える。

様式第1号(1)(第2条関係)

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用(利用変更)申請書

申請日 年 月 日			
(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)			
次のとおり利用(利用変更)したいので申請します。			
申 請 者 (主 催 者)	住所 〒		
	氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名) 印		
	利用責任者氏名(代表者と異なる場合に御記入ください。)		
	電話番号	FAX	電子メール
利 用 内 容 (催 事 名)	入場予定人数(1日当たり) 人		
利 用 日 時	年 月 日 () 時 ~ 年 月 日 () 時		
利 用 施 設			
附 属 設 備	別紙	入場方法	<input type="checkbox"/> 一般公開 <input type="checkbox"/> 入場券等(<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料) <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> その他()
ウェブサイト 掲載の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	広報担当者	<input type="checkbox"/> 主催者 <input type="checkbox"/> 利用責任者 <input type="checkbox"/> その他(下記へ記入) 氏名 電話番号
特 記 事 項			

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

様式第1号(2)(第2条関係)

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用(利用変更)申請書

申請日 年 月 日			
(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)			
次のとおり利用(利用変更)したいので申請します。			
申 請 者	住所 〒		
	氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名) ㊟		
	電話番号	FAX	電子メール
利 用 目 的			
利用を希望する施設		駐車場	区画
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利 用 予 定 人 数	人		
特 記 事 項			

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

様式第2号(1)(第2条関係)

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホール等利用(利用変更)許可書

(申請日 年 月 日)			
申請者 (主催者)	住所 〒		
	氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)		
	利用責任者氏名		
	電話番号	FAX	電子メール
利用内容 (催事名)			入場予定人数(1日当たり) 人
利用日時	年 月 日() 時 ~ 年 月 日() 時		
利用施設			
附属設備	別紙	入場方法	<input type="checkbox"/> 一般公開 <input type="checkbox"/> 入場券等(<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料) <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> その他()
ウェブサイト 掲載の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	広報担当者 氏名 電話番号	<input type="checkbox"/> 主催者 <input type="checkbox"/> 利用責任者 <input type="checkbox"/> その他(下記へ記入)
特記事項			
上記のとおり多目的ホール等の利用(利用変更)を許可します。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 埼玉県知事 印 (埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者) </div> 許可番号 第 号			

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

様式第2号(2)(第2条関係)

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用(利用変更)許可書

(申請日 年 月 日)			
住所 氏名・団体名 代表者名 電話番号			
利 用 目 的			
利用を許可する施設		指 定 駐 車 場	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利 用 の 条 件			
特 記 事 項			
<p>上記のとおり利用(利用変更)を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県知事 印 (埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)</p> <p>許可番号 第 号</p>			

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

様式第3号 (第5条関係)

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用更新申請書

申請日 年 月 日		
(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)		
次のとおり利用許可期間を更新したいので申請します。		
申 請 者	住所 〒	
	氏名 (団体の場合は、名称及び代表者の氏名) ㊟	
	電話番号	FAX
電子メール		
更 新 理 由		
利用の許可を受けている施設		
既 利 用 許 可 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
更 新 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
更新に併せて変更しようとする内容		

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

様式第4号（第6条関係）

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設貸事務室利用中止申出書

申出日 年 月 日		
(宛先) 埼玉県知事 (埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者)		
次のとおり利用を中止したいので申し出ます。		
申 請 者	住所 〒	
	氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名） ㊟	
	電話番号	FAX
電子メール		
利用の許可を受けている施設		
利用を中止しようとする日	年 月 日	
利用を中止しようとする理由		
特 記 事 項		

※受付番号	
※受付日	年 月 日
※受付者	

附 則

この規則は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例（平成二十二年埼玉県条例第三十七号）の施行の日から施行する。

規則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 基本手当の月額は、支給対象者の居住する地域により、次の各号に掲げる級地区分（別表に規定する級地区分をいう。以下この条において同じ。）に応じ、当該各号に定める額（二十歳未満の支給対象者にあつては、十万九千四百三十円）とする。

一 一級地	十三万三千六百十円
二 二級地	十二万八千三百十円
三 三級地	十万九千四百三十円

3 前項の規定にかかわらず、職業訓練を受ける月の日数が三十一日に満たない月の基本手当の月額は、三十一日から当該月の日数を減じた日数に、支給対象者の居住する地域により、次の各号に掲げる級地区分に応じ、当該各号に定める額（二十歳未満の支給対象者にあつては、三千五百三十円）を乗じて得た額を前項に規定する額から減じて得た額とする。

一 一級地	四千三百十円
二 二級地	三千九百三十円
三 三級地	三千五百三十円

第四条に次の二項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、支給対象者が二十歳に達した日の属する月の基本手当の月額は、当該月の初日から二十歳に達した日の前日までの日数に三千五百三十円を乗じて得た額に、二十歳に達した日から当該月の末日までの日数に、その居住する地域により、前項各号に掲げる級地区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

5 前三項の規定にかかわらず、第一項ただし書に規定する期間、支給対象者が月の途中から職業訓練を開始した場合における当該月の初日から当該職業訓練を

開始した日の前日までの期間又は支給対象者が月の途中で職業訓練を終了した場合における当該職業訓練を終了した日の翌日から当該月の末日までの期間がある月の基本手当の月額、これらの期間の日数に、その居住する地域により、第三項各号に掲げる級地区分に応じ、当該各号に定める額（二十歳未満の支給対象者にあつては、三千五百三十円）を乗じて得た額を前三項に規定する額から減じて得た額とする。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「あて先」を「宛先」に改める。

基本手当	円
	円
受講手当	円
	円
通所手当	円
	円
寄宿手当	円
	円

「あて先」を「宛先」に改める。

数	円
額	円
額	円
数	円
額	円
額	円
数	円
額	円
額	円
数	円
額	円

当月請求額	円
-------	---

基本手当	
受講手当	
通所手当	
寄宿手当	

を

月	額		円
支給対象日数			円
請求額			円
日	額		円
支給対象日数			円
請求額			円
月	額		円
支給対象日数			円
請求額			円
月	額		円
支給対象日数			円
請求額			円

に改める。

当月請求額	
	円

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十五号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、知事」を「知事」に改める。

第三条第一項中「（以下「建築設備」という。）」を削り、同条第三項第一号中「及び」の下に「昇降機以外の」を加える。

第六条第一項各号列記以外の部分中「建築物」の下に「又は工作物」を加え、同項第一号中「建築物」の下に「又は令第三百三十八条第三項第一号に掲げる工作物」を加え、同項第二号中「建築物」の下に「又は工作物」を加え、同項第四号中「含む。」の下に「又は埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号。以下「条例」という。）第五十六条の十一」を、「基準時」の下に「（令第三百三十七条又は条例第五十六条の十一第一項第二号に規定する基準時をいう。）」を加え、同項に次の一号を加え、同条第二項を削る。

五 法第八十八条第一項において準用する法第八十六条の七第一項から第三項まで又は法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の七第一項の規定に基づく制限の緩和の適用を受ける工作物 様式第八号の二の調書並びに基準時（令第三百三十七条に規定する基準時をいう。）における工作物の配置図及び平面図又は横断面図

第六条の二中「埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号。

以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第六条の五第三項中「知事又は」を削る。

第七条の見出しを「（道路位置指定の申請）」に改め、同条第一項中「道路の」を「規定による道路の」に改め、「指定」の下に「（以下「道路位置指定」という。）」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（道路等の指定の公告及び通知）

第七条の二 知事は、条例第五十六条の三第一項第四号若しくは第五号又は第二項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）をしたときは、次に

掲げる事項を公告するものとする。

一 指定に係る道路の種類

二 指定の年月日

三 指定に係る道路の位置

四 指定に係る道路の延長及び幅員

2 知事は、条例第五十六条の三第三項の規定による水平距離の指定（以下この項において「水平距離指定」という。）をしたときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 水平距離指定の年月日

二 水平距離指定に係る道路の部分の位置

三 水平距離指定に係る道路の部分の延長

四 水平距離指定に係る水平距離

3 知事は、前条の申請に基づいて道路位置指定をしたときは、その旨を様式第九号の通知書により申請者に通知するものとする。
第八条を次のように改める。

（道路位置指定の変更又は取消しの申請）

第八条 道路位置指定の変更又は取消しを受けようとする者は、様式第十一号の申請書に規則第九条に規定する書類のほか、様式第十号の道路位置図を添えて建築安全センター所長に提出しなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

（道路等の指定の変更又は取消しの公告及び通知）

第八条の二 知事は、法第四十二条第一項第四号若しくは第五号、第二項若しくは第四項若しくは第六十八条の七第一項又は条例第五十六条の三第一項第四号若しくは第五号若しくは第二項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 指定の変更又は取消しに係る道路の種類

二 指定の変更又は取消しの年月日

三 指定の変更又は取消しに係る道路の位置

四 指定の変更又は取消しに係る道路の延長及び幅員

2 知事は、法第四十二条第三項又は条例第五十六条の三第三項の規定による水平距離の指定（以下この項において「水平距離指定」という。）の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 水平距離指定の変更又は取消しの年月日

二 水平距離指定の変更又は取消しに係る道路の部分の位置

三 水平距離指定の変更又は取消しに係る道路の部分の延長
四 変更前及び変更後の水平距離指定に係る水平距離

3 知事は、前条の申請に基づいて道路位置指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を様式第十一号の通知書により申請者に通知するものとする。

第十条の二第二項中「知事（条例第十三条ただし書の認定以外の認定にあつては、建築安全センター所長）」を「建築安全センター所長」に改め、同条第三項中「知事又は」を削る。

第十四条、第十五条の二及び第十五条の三中「知事」を「建築安全センター所長」に改める。

第十六条を次のように改める。

（建築主等の変更届）

第十六条 建築主事の確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事の完了前に建築主、建築設備の設置者又は工作物の築造主（以下「建築主等」という。）に変更があつたときは、新たに建築主等となつた者は、様式第十五号の名義変更届に確認済証を添えて速やかに建築主事に提出しなければならない。

2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事の完了前に建築主等に変更があつたときは、新たに建築主等となつた者は、様式第十五号の名義変更届に確認済証を添えて速やかに建築安全センター所長（令第四百四十六条第一項第一号に掲げる建築設備若しくは第三条第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備又は令第三百三十八条第二項各号若しくは同条第三項第四号に掲げる工作物にあつては、知事。次条第四項、第十七条第二項、第十七条の二第一項において同じ。）に提出しなければならない。

第十六条の次に次の一条を加える。

（工事監理者等の決定届等）

第十六条の二 建築主は、建築主事の確認を受けた建築物の工事監理者又は工事施工者を定めたときは、速やかに様式第十六号の届出書を建築主事に提出しなければならない。

2 建築設備の設置者又は工作物の築造主は、建築主事の確認を受けた建築設備又は工作物の工事施工者を定めたときは、速やかに様式第十六号の二の届出書を建築主事に提出しなければならない。

3 建築主は、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けた建築物の工事監理者又は工事施工者を変更したときは、速やかに様式第十六号の届出書を建築安全センター所長に提出しなければならない。

4 建築設備の設置者又は工作物の築造主は、建築主事又は指定確認検査機関の確

認を受けた建築設備又は工作物の工事施工者を変更したときは、速やかに様式第十六号の二の届出書を建築安全センター所長に提出しなければならない。
第十七条を次のように改める。

(工事取りやめ届等)

第十七条 建築主等は、建築主事の確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、様式第十七号の工事取りやめ届に確認済証を添えて速やかに建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、指定確認検査機関の確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、様式第十七号の工事取りやめ届に確認済証を添えて速やかに建築安全センター所長に提出しなければならない。

3 知事又は建築安全センター所長から建築物又は工作物に係る許可又は認定を受けた者は、当該建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、様式第十七号の工事取りやめ届に許可通知書又は認定通知書を添えて速やかに知事(建築安全センター所長から許可又は認定を受けた者にあつては、建築安全センター所長)に提出しなければならない。

4 確認、完了検査、中間検査、承認、道路位置指定、道路位置指定の変更若しくは取消し、許可、認定又は認可の申請(指定確認検査機関に対するものを除く。)を取り下げようとする者は、様式第十八号の申請取下届を建築主事又は建築安全センター所長(知事から許可又は認定を受けようとした者にあつては、知事)に提出しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告)

第十七条の二 指定確認検査機関は、自らが確認した建築物、建築設備又は工作物の建築主等、工事監理者若しくは工事施工者の変更又は工事の取りやめの届出又は報告を受けたときは、速やかにその旨を建築安全センター所長に報告しなければならない。

2 知事又は建築安全センター所長が前項の規定による報告を受けたときは、第十六条第二項、第十六条の二第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定による届出があつたものとみなす。

第十八条中「前二条」を「第十六条から第十七条まで」に改める。

第十九条中「処分等の概要書」の下に「(第二号において「処分等概要書」という。)を加え、「以下」を「第一号並びに次条第一項及び第二項において」に、「工作物、昇降機又は建築設備」を「建築設備又は工作物」に、「建築安全センター所長」を「次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同

条に次の各号を加える。

- 一 建築計画概要書等（次号に掲げるものを除く。） 建築安全センター所長
- 二 令第百四十六条第一項第一号に掲げる建築設備に係る処分等概要書若しくは第二条第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備に係る定期検査報告概要書若しくは処分等概要書又は令第百三十八条第二項各号に掲げる工作物に係る定期調査報告概要書、定期検査報告概要書若しくは処分等概要書若しくは同条第二項第四号に掲げる工作物に係る築造計画概要書若しくは処分等概要書 知事

第二十條第一項中「建築安全センター所長」を「知事」に、「ごまひ」を「ごまぬ」に、「ごまひ」を「第三項ごまひ」に改め、同条第二項中「建築安全センター所長」の「ごまひ」（同条第二項ごまひに掲げる書類ごまひごまひ）を加え、同条第三項中「ごまひ」を「ごまぬ」に改める。

第五十條第二項（第七條関係）」を「（第七條の2関係）」に改める。
第五十條第十一項（第七條関係）」を「（第七條、第八條関係）」に、「（廃止）」を「取消し）」に、「道路の位置の指定・変更・廃止台帳」を「道路の位置の指定・変更・取消し台帳」に改める。

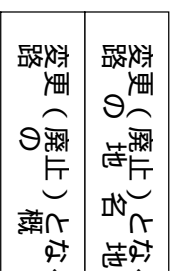
第五十條第十一項（第七條）中「道路変更（廃止）申請書」を「道路位置指定の変更（取消し）申請書」に、「指定に係る道路を変更（廃止）したい」を「規定による道路の位置の指定の変更（取消し）を受けたい」に、「第八條第一項」を



「の変更（廃止）」を「の位置の指定の変更（取消し）」に改める。

第五十條第十一項（第七條関係）」を「（第八條の2関係）」に、「道路変更（廃止）通知書」を「道路位置指定の変更（取消し）通知書」に、「指定に係る道路の変更（廃止）」を「規定による道路の位置の指定の変更（取消し）」に、「指定を変更した（取り消した）」を「位置の指定の変更（取消し）」に改める。

）をした」に、「第八條第二項」を「第八條の2第三項」に、



道路番号	
変更の概要	

変更（取消し）となる道路の地名番	
変更（取消し）となる道路の概要	

「変更（廃止）」を、
「位置の指

定の変更（取消し）」を、
「
」

「
」

「
」

確認済証番号 (許可・認定)	
確認済証交付年月日 (許可・認定)	

確認済証	
確認済証交付	

番号	
年月日	

「
」

「
」

「
」

「
」

「
」

「
」

「
」

様式第16号の2（第16条の2関係）

工事施工者の決定（変更）届出書

年 月 日	
（宛先） 埼玉県知事 埼玉県 建築安全センター所長 建築主事 設置者（築造主）住所 氏名 ㊟ さきに確認を受けた次の建築設備（工作物）の工事施工者を次のとおり決定（変更）したので、埼玉県建築基準法施行細則第16条の2 {第2項 第4項} の規定により、届け出ます。	
工事施工者 氏 名 営業所名 郵便番号 所在地	建設業の許可（ ）第 号
確認済証番号	
確認済証 交付年月日	
設置場所又は築造場所	
建築設備の概要又は 工作物の用途	
工 事 種 別	新築、増築、改築、その他（ ）
構 造 規 模	
備 考	

様式第十七号中「工事取止届（全部）」や「工事取りやめ

届（全部）」、「取り止め」や「取りやめ」、「第17条第1項」や「第

17条

第1項
第2項
第3項

」の各号。

様式第十八号（その二）を限り、様式第十八号（その一）中「申請取下願」や「申請取下届」、「第17条第2項」や「第17条第4項」、「申請取下願」や「申請取下届」の各号、回覧を様式第十八号の号。

（宛）
様式第十九号及び様式第二十号中（あて先）
埼玉県 建築安全センター所長、
埼玉県

先）
埼玉県知事
埼玉県 建築安全センター所長、
「
昇降機
種別
エレベーター
エスカレーター
仕様

小荷物専用	遊戯施設	建築設備	種別	エレベーター	エスカレーター
			仕様		

エスカレーター	小荷物専用昇降機	遊戯施設

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓令

埼玉県訓令第九号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者に対する支援等の業務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者に対する支援等の業務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十一号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二号」の下に「。以下「就業規程」という。」を加え、附則に次の一項を加える。

3 平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者に対する支援等の業務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、就業規程第三条、第四条、第五条及び第六条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者に対する支援等の業務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第三条、第四条、第六条から第九条及び第十一条から第十三条の規定にかかわらず、病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者に対する支援等の業務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第三条、第四条及び第六条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百十九号

市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第三十九条第一項の規定により、平成二十三年二月二十五日付け官報で告示された平成二十二年国勢調査における合併市町村の人口を当該市町村の埼玉県議会議員の選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口を、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

合併市町村名	選挙区名 （旧市町村名）	あん分して得た人口
加須市	東第三区 （加須市）	六八、三一一
	東第四区 （騎西町、北川辺町、大利根町）	四六、六九七
	東第五区 （久喜市）	七〇、四七二
	東第七区 （菖蒲町）	二〇、三五七
久喜市	東第十二区 （栗橋町、鷲宮町）	六三、五〇六

告 示

埼玉県告示第四百二十号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、自動車取得税、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税（条例第五十一条の二第六項及び第五十一条の四を含む。）及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

指 定 地 域
青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県

告示

埼玉県病院事業告示第七号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表の一部を次のように改める。

身体検査（試験検査を除く。）	一件につき	二、八三〇円
ツベルクリン反応検査	一件につき	四、〇六〇円
予防接種		
百日ぜき・ジフテリア・破傷風混合	一件につき	四、六六〇円
ジフテリア・破傷風混合	一件につき	四、七二〇円
ポリオ	一件につき	三、一八〇円
麻疹	一件につき	五、四三〇円
風しん	一件につき	五、五四〇円
日本脳炎	一件につき	六、六〇〇円
破傷風	一件につき	三、八一〇円
結核（BCG）	一件につき	六、一六〇円
風しん麻疹混合	一件につき	八、八六〇円
インフルエンザ	一件につき	四、〇二〇円
ムンプス（おたふくかぜ）	一件につき	五、六二〇円
水痘（水ぼうそう）	一件につき	七、三七〇円
B型肝炎	一件につき	五、七九〇円
肺炎球菌	一件につき	八、一九〇円
肺炎球菌（結合型）	一件につき	九、七〇〇円
A型肝炎	一件につき	七、二八〇円
狂犬病	一件につき	一三、一一〇円
Hib（ヒブ）	一件につき	七、九一〇円
ヒトパピローマ（子宮頸がん）	一回につき	一四、四七〇円

告示

埼玉県教委告示第二十二号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成十八年埼玉県教委告示第二十三号（埼玉県教科用図書採択地区の設定）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 樋爪 龍太郎

名称	地域
第一採択地区	さいたま市
第二採択地区	川口市
第三採択地区	草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市
第四採択地区	朝霞市、志木市、和光市、新座市
第五採択地区	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡
第六採択地区	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、入間郡
第七採択地区	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
第八採択地区	東松山市、比企郡
第九採択地区	秩父市、秩父郡
第十採択地区	本庄市、児玉郡
第十一採択地区	熊谷市
第十二採択地区	深谷市、大里郡
第十三採択地区	行田市
第十四採択地区	羽生市、加須市
第十五採択地区	春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、南埼玉郡、北葛飾郡
第十六採択地区	越谷市、八潮市、三郷市、吉川市